

## 5-2 省庁横断型（消費者庁型）

### 5-2-1 権限（政策および法律）

#### （1）消費者庁のケース

スポーツ庁の設置パターンのうち、最も権限や予算が大きいものとして、各省庁に存在するスポーツ関連政策の権限等を集約する「省庁横断型スポーツ庁」が考えられる。これを、内閣府の外局として設置された消費者庁の形態を参考に考えてみたい。

消費者庁の設置以前も内閣府国民生活局において消費者政策の企画立案を行っていたが、それは各省と同様に内閣の統轄の下に行政各部として行う個別の事務（分担管理事務）であった。そのため、関係省庁を強力に導く消費者行政の司令塔としての役割を果たせず、製品や事業ごとに担当する省庁や内部部局が異なる「縦割り行政」を排除できなかった<sup>5</sup>。また、「消費者安全の確保に関する基本的な方針」（2010）にもあるとおり、こんにやく入りゼリーによる窒息事故のように各行政機関が所管する既存の法律にはその防止措置がない、いわゆる「すき間事案」に対する行政の対応の遅れにより、消費者の間に行政への不信感が生じていた。こうした中、消費者行政を抜本的に改革し、一元化を推進するため、2009年9月、複数の省庁から権限や人員を移管して消費者庁が設置された。消費者庁設置後の消費者行政は、内閣における行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案・総合調整事務（内閣補助事務）に位置づけられ、各省庁に対する権限も大きくなった。

消費者庁の任務は「消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うこと」である。ただし、消費者利益の擁護や増進に関する法律は数多く存在するため、消費者庁はそれらの法律のすべてを所管するのではなく、一部は他省庁と共管することによって、「消費者行政の司令塔」としての役割を担っている（表11）。

表11 消費者庁が所管する主な法律

法律名	移管元	共管先
不当景品類及び不当表示防止法	公正取引委員会	—
健康増進法	厚生労働省	—
食品安全基本法	内閣府	—
特定商品等の預託等取引契約に関する法律	経済産業省	—
貸金業法	—	金融庁
宅地建物取引業法	—	国土交通省
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	—	総務省

消費者庁資料（2012）より作成

<sup>5</sup> 及川和久「消費者庁の発足と課題—国民生活センター—一元化議論・地方消費者行政・消費者教育を中心として—」（2011）

消費者庁の設置前後における消費者行政の変化は、先に示したように法律の「すき間事案」への対応が可能となったことである。行政による強制的な措置が取れる省庁が違ふことで統一的な行動が取れないことは、当時の消費者行政において喫緊の課題であった。この「すき間」は消費者安全法（2009年6月）の成立によって埋められることになり、消費者庁がこの法律を所管することで消費者行政を担う立場として現在に至っている。

## （2）省庁横断型スポーツ庁のモデル

消費者庁の形態を参考に、省庁横断型スポーツ庁設置の際のスポーツ行政における政策や法律の検討を試みた。スポーツ政策の基礎となる表9における事業は文部科学省だけでなく厚生労働省や農林水産省が所管するものも含まれるため、省庁横断型スポーツ庁で担当すると想定できる。実際、スポーツ庁の設置目的のひとつとなる「スポーツ行政の一元化」を考えると、省庁横断型でスポーツ庁を設置する際には各省庁からの権限を集約した形でなければ意味を成さない。省庁横断型スポーツ庁は重要スポーツ関連政策である厚生労働省所管の障害者スポーツ政策や国土交通省所管の都市公園（運動公園）政策などを担当することが想定されるだろう。

特に運動公園事業の移管については都市公園法を改正する必要も考えられる。しかし、2009年以前は個別の補助金制度で行われていた都市公園整備費補助事業は国土交通省が所管する一括交付金「社会資本整備総合交付金」に統合されたこともあり、都市公園法を改正し、運動公園の整備等だけを完全にスポーツ庁へ移管することは現実的ではない。したがって、都市公園行政のうち運動公園の整備等については、都市公園法の所管に内閣総理大臣（内閣府スポーツ庁）を追加し、スポーツ庁と国土交通省が法律を共管したうえで、連携して整備していくことが必要となろう。具体的には、2012年度に内閣府で実施されていた「地域自主戦略交付金」のスキームが活用できる。地域自主戦略交付金とは、内閣府に一括して予算を計上し、各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付する制度で、8府省18事業に対して47都道府県および20政令指定都市が申請できる制度であった。また、交付金は各省に移し替えて交付される。この制度では、国土交通省が所管する「社会資本整備総合交付金」も対象事業となっていたが、運動公園を含む都市基幹公園および大規模公園の整備は交付対象事業ではなかった。この都市基幹公園などの整備も地域自主戦略交付金の対象事業とすることで、内閣府の外局として設置されたスポーツ庁で運動公園の整備計画を把握し、交付金は国土交通省から交付するといった流れである。しかし、2012年12月の民主党から自民党への政権交代によって、地域自主戦略交付金は2013年度予算から廃止された。対象事業が限られていること、手続きが煩雑であること（岩手日報、2013年2月1日）などが理由とされた。

省庁横断型スポーツ庁設置において都市公園行政との連携は予算の効果的活用といった観点から必要不可欠である。これは新たな施設の整備のみならず、既存施設の維持補修や長寿命化といった視点からも重要となる。国土交通省は社会資本整備総合交付金の中で、公園施設の長寿命化計画の策定をメニューとしてあげている。近い将来、長寿命化計画を策定した公園については交付金で維持補修が実施できるようになることも想定される。しかし、文部科学省が補助・整備してきた公共スポーツ施設にそのような動きはみられず、地方自治体の一般財源で行う維持補修に依っている。公共スポーツ施設が住民にとって必要不可欠なインフラであるとするならば、一括交付金のような制度を内閣府が所管し、国土交通省と省庁横断型スポーツ庁で効率的に公共スポーツ施設を所管していくことが重要となる。

障害者スポーツについては、スポーツ基本法の基本理念として「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と新たに明記されたことから、その重要性が再認識されている。現在の体制では、スポーツ全般を所管する文部科学省が、障害の有無に関わらず広く国民のスポーツを振興しているが、障害者の社会参加や余暇活動支援の観点から、厚生労働省が障害者のスポーツを所管している。表 9 における基礎的政策では、「障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業」「全国障害者スポーツ大会開催事業」「身体障害者体育等振興費」が厚生労働省所管の障害者スポーツ予算として計上されており、これらの事業の大部分は障害者スポーツの競技力向上のための予算である。また、表 10 における予算内数の政策では、「障害者自立支援対策臨時特例交付金」における「障害者スポーツ特別振興事業」は障害者スポーツに触れる機会創出に対する経費助成、「地域生活支援事業費補助金」における「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」は障害者スポーツ大会などの開催経費を一部補助する制度であり、どちらも生涯スポーツ分野の事業といえる。

これらの厚生労働省が所管する障害者スポーツ政策は、自治体や団体への助成によって実施されている事業が多いこともあり、厚生労働省から省庁横断型スポーツ庁へと権限を移管し、振興していく必要があるだろう。

最後に、内閣府に省庁横断型スポーツ庁を設置する場合には、消費者庁と同様、各省庁に対する権限を強化するためスポーツ政策を内閣補助事務に位置づけること、および内閣府特命担当大臣の必置措置が重要となる。具体的には内閣府設置法第三条二項および第四条にスポーツ振興に関する文言を追加し、十一条三項に内閣府特命担当大臣（スポーツ担当）を必置とするよう改正する。合わせて、第四十九条第三項の規定に基づき、内閣府の外局としてスポーツ庁を設置するためのスポーツ庁設置法を成立させることになる。

## 5-2-2 予算

省庁横断型スポーツ庁を設置した場合の予算は、表9の事業予算の合計242億6,020万9,000円が基礎となる。これに予算内数である「障害者自立支援対策臨時特例交付金（体育館等バリアフリー緊急整備事業／障害者スポーツ特別振興事業）」「地域生活支援事業費補助金」「良好で緑豊かな都市空間形成等のための国営公園等事業に必要な経費」「社会資本整備総合交付金」「都市公園防災事業費補助」からスポーツ政策に関わる部分を推計して計上した。推計方法は表12のとおりである。

表12 予算内数の推計方法

所管省	事業名	事業内容	推計方法	1年あたりの予算額
厚生労働省	体育館等バリアフリー緊急整備事業 (障害者自立支援対策臨時特例交付金)	一般の公立体育館(学校体育諸施設は除く)でも障害者がスポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入などに必要な経費を助成する制度。補助率は100%。	文部科学省の調査*による2011年度のデータに基づいて算出した225自治体が、補助単価の上限(800万円)で事業を実施すると仮定。	18億円
	障害者スポーツ特別振興事業 (障害者自立支援対策臨時特例交付金)	地域における障害者スポーツの裾野を広げるため、障害者スポーツ競技者と実際の競技を通して障害者スポーツに触れる機会を作る取り組みに要する経費を助成する制度。補助率は100%。	文部科学省の調査*による2011年度のデータに基づいて算出した17自治体が、補助単価の上限(300万円)で事業を実施すると仮定。	5,100万円
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 (地域生活支援事業費補助金)	各種スポーツ、レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する経費を一部補助する制度。補助率は1/2以内。	文部科学省の調査*による2011年度のデータに基づいて算出した547自治体が、総事業費50万円(国庫補助金25万円)で事業を実施すると仮定。	1億3,675万円
国土交通省	良好で緑豊かな都市空間形成等のための 国営公園等事業に必要な経費	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。	スポーツ庁に計上せず	
	都市公園防災事業費補助	安全で安心できる都市づくりを図るため、防災公園と周辺市街地の一体的な整備改善を行う防災公園街区整備事業を推進する。	スポーツ庁に計上せず	
	社会資本整備総合交付金	安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。(都市公園等事業)	2003年度の都市基幹公園(総合公園、運動公園)に係る予算(266億7,600万円)を2002年度末から2003年度末に増加した公園数(総合公園14、運動公園9)の割合で按分して推計した。	104億3,800万円

\*文部科学省「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」(2013)

厚生労働省所管の「障害者自立支援対策臨時特例交付金」における「体育館等バリアフリー緊急整備事業」は、一般の公立体育館(学校体育諸施設は除く)でも障害者がスポーツに取り組めるよう、スロープ、多目的トイレ、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入などに必要な経費を助成する制度であり、補助単価は1ヵ所あたり800万円以内、補助割合は100%である。文部科学省『健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)』(2013)(以後、SSF障害者調査)によると、2011年度に「体育館等バリアフリー緊急整備事業」を実施した自治体は、都道府県が21、市区町村が回答した自治体の11.7%であった。この数字に基づいて、21の都道府県と204市区町村(2013年1月現在の市区町村数1,742の11.7%)が、補助単価の上限である800万円で事業を実施したと仮定した場合、年間の予算額は18億円となる。

次に、「障害者自立支援対策臨時特例交付金」における「障害者スポーツ特別振興事業」は、地域における障害者スポーツの裾野を広げるため、障害者スポーツ競技者と実際の競技を通して障害者スポーツに触れる機会を作る取り組みに要する経費を助成する制度であり、補助単価は1自治体あたり300万円以内、補助割合は100%である。現行制度では実施主体は都道府県および政令指定都市である。文部科学省の調査によ

ると、2011年度には15都道府県と2政令指定都市で実施している。この数字に基づいて、17の自治体が補助単価の上限である300万円で事業を実施すると仮定した場合、年間の予算額は5,100万円となる。

「地域生活支援事業費補助金」における「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」は、各種スポーツ、レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する経費を一部補助する制度で、補助率は1/2以内である。実施主体はすべての市町村、特別区、都道府県である。文部科学省の調査によると、2011年度には都道府県が34、回答した市区町村の29.4%で実施している。この数字に基づいて、34都道府県と513市区町村（2013年1月現在の市区町村数1,742の29.4%）が総額50万円（補助率は1/2のため、国庫補助金は25万円）の事業を実施すると仮定した場合、年間の予算額は1億3,675万円となる。

また、国土交通省所管の「良好で緑豊かな都市空間形成等のための国営公園等事業に必要な経費」については、国営公園の整備が国土交通省直轄であり、スポーツを主目的として整備された公園ではないこと、また「都市公園防災事業費補助」についても、独立行政法人都市再生機構を通じての事業であることから、いずれも整備財源をスポーツ庁に移管することは考えにくいと思われ、スポーツ庁の予算として計上しなかった。最後に、「社会資本整備総合交付金」における都市公園事業費補助分については、2003年度の体力づくり関係予算の数字を参考にした。都市公園事業に係る予算は2003年度まで公園の種類ごとに金額が明示されており、2003年度の都市公園事業費における都市基幹公園（総合公園、運動公園）に係る予算は266億7,600万円であった。ここで、2002年度末の都市基幹公園の数をみると、総合公園が1,188箇所、運動公園が739箇所であり、2003年度末は総合公園が1,202箇所、運動公園が748箇所となっている。したがって、2003年度に総合公園が14箇所、運動公園が9箇所の合計23箇所が増加したことになる。2003年度の都市公園事業費266億7,600万円のうち、14/23が総合公園、9/23が運動公園に活用されたと仮定すると、1年あたりの運動公園の予算は104億3,800万円となる。

予算内数部分から推計金額を抽出し、基礎部分（241億30万3,000円）と合計した省庁横断型スポーツ庁の推計予算は365億2,605万3,000円になる（表13）。表14はこの予算額を現存している14の外局（庁）と比較したもので、最も予算額が大きい財務省の外局である国税庁の2012年度予算は7,000億円を超える。次いで資源エネルギー庁、林野庁と続き、最も予算額が小さいのは消費者庁である。この中で内閣府スポーツ庁は10番目となり、気象庁と金融庁の中間程度、文部科学省の外局である文化庁の1/3程度の規模となる。

表14 省庁横断型スポーツ庁の推計予算と外局（庁）予算の比較（2012年度）

(千円)

順位	府省	外局	予算
1	財務省	国税庁	704,883,951
2	経済産業省	資源エネルギー庁	554,928,033
3	農林水産省	林野庁	245,545,648
4	国土交通省	海上保安庁	173,212,349
5	農林水産省	水産庁	144,174,710
6	経済産業省	特許庁	113,310,444
7	文部科学省	文化庁	103,200,232
8	経済産業省	中小企業庁	89,615,796
9	国土交通省	気象庁	58,884,351
10	内閣府	スポーツ庁	36,526,053
11	内閣府	金融庁	23,098,350
12	法務省	公安調査庁	14,002,057
13	総務省	消防庁	12,394,220
14	国土交通省	観光庁	10,853,082
15	内閣府	消費者庁	8,867,554

財務省資料（2012）などより作成

表 13 省庁横断型スポーツ庁の推計予算

スポーツ基本法の条文(第三章、第五章)	事業名(2012年度)	予算(千円)	移管元の省	
<b>スポーツ推進のための基礎的條件の整備等</b>				
指導者等の育成等	指導者養成研修会の開催等	2,750	文部科学省	
スポーツ施設の整備等	スポーツ施設の有効活用・安全管理推進事業	5,358	文部科学省	
	体育館等/バリアフリー緊急整備事業(障害者自立支援対策臨時交付金)	1,800,000	厚生労働省	
	良好で緑豊かな都市空間形成等のための国営公園等事業に必要な経費	0	国土交通省	
	都市公園防災事業費補助	0	国土交通省	
	社会資本整備総合交付金(地域自主戦略交付金)	10,438,000	国土交通省	
	レクリエーションの森の施設の整備	74,150	農林水産省	
スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決	スポーツ仲裁活動推進事業	21,226	文部科学省	
スポーツに関する科学的研究の推進等	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進のための調査研究	19,253	文部科学省	
	健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業	71,316	文部科学省	
	スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業	10,064	文部科学省	
	スポーツ政策の戦略的立案基盤の強化	12,968	文部科学省	
	障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業	17,111	厚生労働省	
学校における体育の充実	運動部活動地域連携再構築事業	269,063	文部科学省	
	武道等指導推進事業	250,028	文部科学省	
	体育・保健体育のデジタル教材の作成	32,937	文部科学省	
	全国中学校体育大会補助金	17,240	文部科学省	
	全国高等学校総合体育大会補助金	46,084	文部科学省	
	新学習指導要領に対応した実技指導資料の作成	7,696	文部科学省	
	新教育課程説明会	2,098	文部科学省	
	全国各教科等担当指導主事連絡協議会(体育部会)	974	文部科学省	
	全国学校体育研究大会	2,143	文部科学省	
	スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進	「日本体育協会補助」に計上		
顕彰	生涯スポーツ功労者等の表彰	5,458	文部科学省	
<b>多様なスポーツの機会確保のための環境の整備</b>				
地域におけるスポーツ振興のための事業への支援等	地域スポーツとトップスポーツの好循環プロジェクト	581,598	文部科学省	
	総合型地域スポーツクラブ育成推進事業	136,676	文部科学省	
	広域スポーツセンター機能強化事業	44,591	文部科学省	
	全国広域スポーツセンター連絡協議会の開催	522	文部科学省	
	地域スポーツコーディネーターによる地域スポーツの場の提供	124,985	文部科学省	
	障害者スポーツ特別振興事業(障害者自立支援対策臨時交付金)	51,000	厚生労働省	
	地域生活支援事業費補助金	136,750	厚生労働省	
スポーツ行事の実施に関する援助	スポーツテストの普及奨励経費	12,169	文部科学省	
体育の日の行事	「日本体育協会補助」に計上			
<b>競技水準の向上等</b>				
優秀なスポーツ選手の育成等	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業	102,334	文部科学省	
	マルチサポートによるメダル獲得プロジェクト	2,746,472	文部科学省	
	メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業	467,795	文部科学省	
	次世代アスリート特別強化推進事業	394,226	文部科学省	
	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業	559,000	文部科学省	
	大学スポーツ研究活動資源活用事業	49,954	文部科学省	
	国際競技大会情報ネットワーク形成支援事業	49,584	文部科学省	
	競技力向上支援体制の充実	14,998	文部科学省	
	国民体育大会の開催に対する援助	国民体育大会開催事業 第67回大会 岐阜県	350,000	文部科学省
		国民体育大会開催事業 第68回冬季大会 東京都	12,566	文部科学省
国民体育大会開催事業 第68回夏季大会 秋田県		19,241	文部科学省	
全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助	全国障害者スポーツ大会開催事業	55,000	厚生労働省	
国際競技大会の招致又は開催の支援等	2019年ラグビーワールドカップ普及啓発事業	14,672	文部科学省	
ドーピング防止活動の推進	ドーピング防止活動推進事業	180,753	文部科学省	
	世界ドーピング防止機構等関係経費	22,781	文部科学省	
	世界ドーピング防止機構拠出金	121,727	文部科学省	
<b>国の補助</b>				
地方公共団体に対する補助(国民体育大会、全国障害者スポーツ大会)	「国民体育大会の開催に対する援助」および「全国障害者スポーツ大会の開催に対する援助」に計上			
学校法人に対するスポーツ施設整備	学校施設環境改善交付金(公立中学校武道場)	4,534,000	文部科学省	
	私立学校施設整備費補助金(水泳プール等)	19,880	文部科学省	
	私立学校施設整備費補助金(中・高等学校武道場)	70,125	文部科学省	
スポーツ団体の事業	日本体育協会補助	501,800	文部科学省	
	日本オリンピック委員会補助	2,588,214	文部科学省	
	日本武道館補助	42,407	文部科学省	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金	5,493,695	文部科学省	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金	2,565,482	文部科学省	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター研究施設整備費補助金	397,870	文部科学省	
	身体障害者体育等振興費	830,692	厚生労働省	
<b>その他の施策</b>				
生涯スポーツ社会の実現に必要な経費	生涯スポーツ全国会議の開催	7,811	文部科学省	
	体力づくり国民運動事務費	3,855	文部科学省	
	委託事業選定・評価委員会等	5,810	文部科学省	
	高齢者の体力づくり支援事業	96,961	文部科学省	
文部科学本省事務処理	主催事業実施状況調査(国内及び国際スポーツ大会の開催等)	5,055	文部科学省	
審議会等事務費	中央教育審議会(スポーツ、青少年分科会)	7,085	文部科学省	
		<b>合計</b>	<b>36,526,053</b>	

文部科学省『体力づくり関係予算額調』(2012)などより作成

### 5-2-3 組織

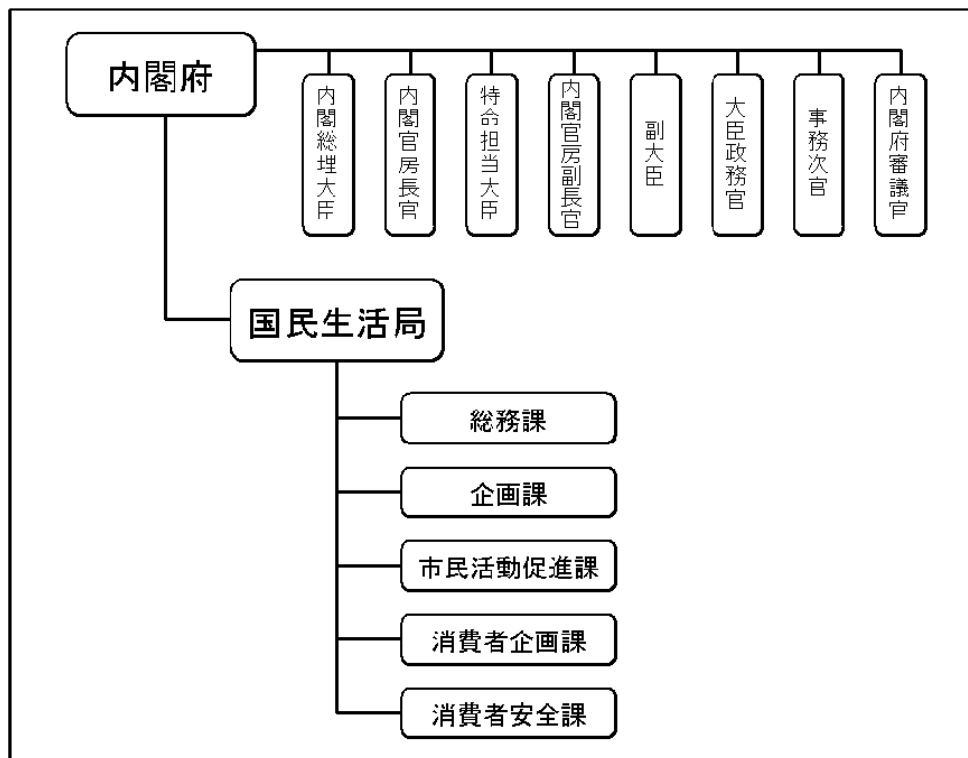
#### (1) 消費者庁のケース

消費者庁設置時の体制を参考に、省庁横断型スポーツ庁の体制について検討した。図3、図4には、消費者庁設置前の内閣府国民生活局と設置後の消費者庁の体制を示した。

前述のとおり、消費者庁が設置された2009年9月1日以前は内閣府国民生活局で消費者行政が遂行されていた。図3のように、当時の国民生活局の組織は、総務課、企画課、市民活動促進課、消費者企画課、消費者安全課の5課で構成され、2008年度の予算は42億4,919万7,000円であった（独立行政法人国民生活センター運営費交付金および施設整備費補助金を含む）。続いて、図4の消費者庁の設置直後の体制をみると、総務課、企画課、政策調整課、消費者情報課が「企画調整担当」として消費者行政に関する企画調整機能を担い、消費者安全課、取引・物価対策課、表示対策課、食品表示課が「執行担当」として消費者庁所管法令の執行に関する事務を担っていた。なお、消費者庁設置以降最初の予算である2010年度予算は89億5,458万3,000円であった。設置前後で課を比較すると、市民活動促進課は内閣府から消費者庁に移管されず、消費者庁には政策調整課、取引・物価対策課、表示対策課、食品表示課が新設されている。新設された課の業務は、政策調整課が関係府省庁との政策調整、取引・物価対策課が特定商取引法・特定商品預託法（経済産業省から移管）、貸金業法（金融庁と共管）、旅行業法（国土交通省と共管）、物価関係事務（物価統制令等）などを所管、表示対策課が表示関係のうち景品表示法（公正取引委員会から移管）、特定電子メール法（総務省と共管）などを所管、食品表示課が表示関係のうちJAS法（農林水産省から移管）、健康増進法（厚生労働省から移管）などを所管し、法令の執行事務を行うとなっていた。つまり、多くは移管または共管された法律の執行のために新設された課である。

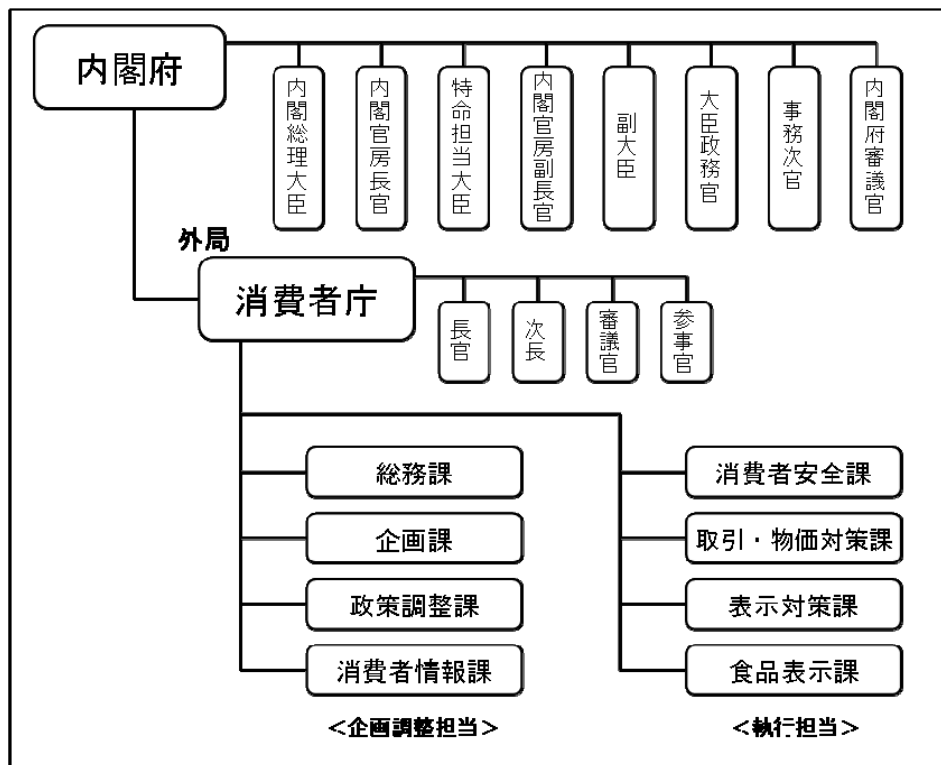


図3 消費者庁設置前の内閣府国民生活局の体制（2009年8月現在）



内閣府資料など（2012）より作成

図4 消費者庁設置後の消費者庁の体制（2009年9月現在）

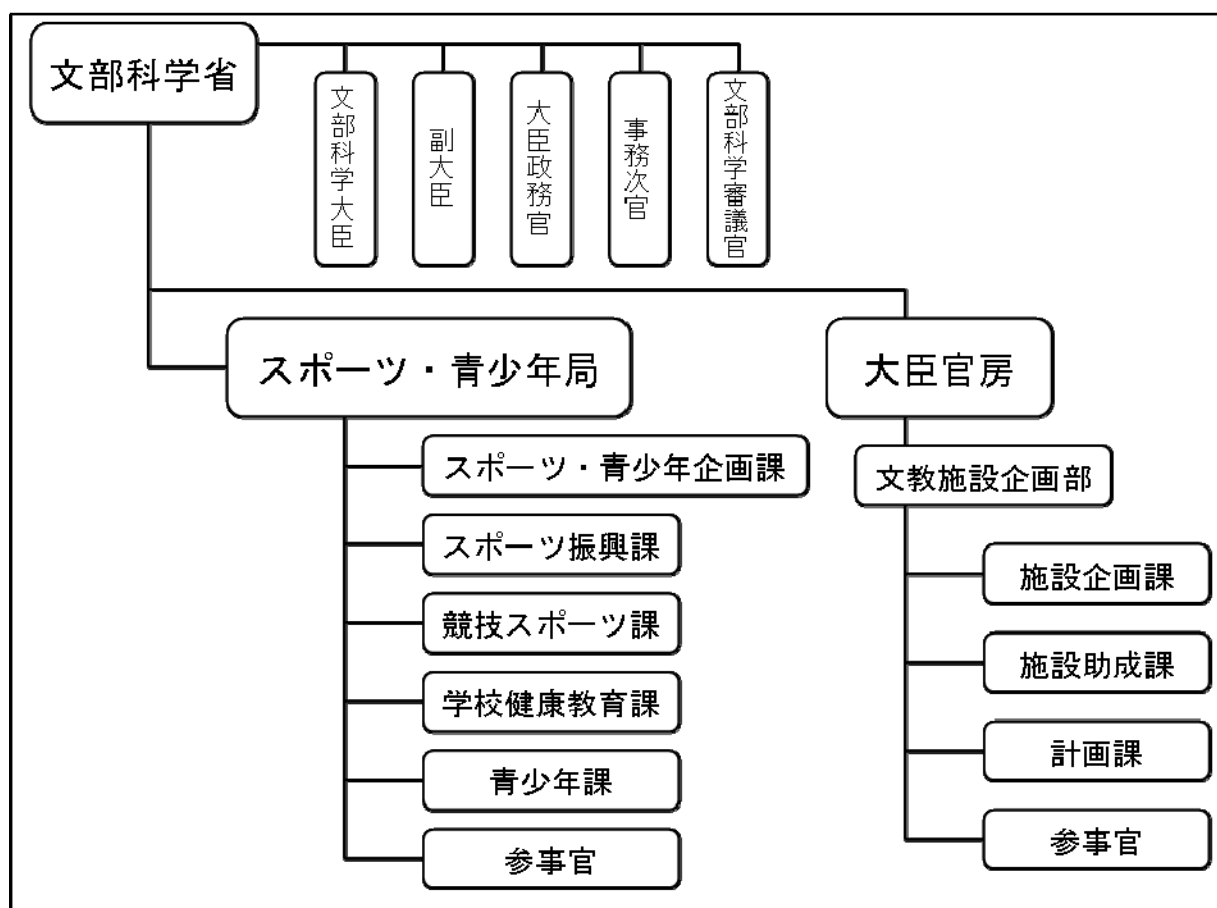


消費者庁資料など（2012）より作成

## (2) 省庁横断型スポーツ庁のモデル

消費者庁を参考に、省庁横断型スポーツ庁の組織を検討した。図5には2012年度現在の文部科学省のスポーツ行政体制を示した。まず、スポーツ政策の大部分を担うスポーツ・青少年局には5つの課と参事官が置かれている。このうち、青少年課は、表9におけるスポーツ庁へ移管する政策を所管していない。また、学校健康教育課は「児童生徒等のための放射線被ばく防護の推進」における「専門医（スポーツトレーナー）の派遣」を所管しているが、これは復興庁に計上される復興特別会計である。参事官は2名置かれ、体育・青少年スポーツ担当と青少年健全育成担当に分かれる。このうち、体育・青少年スポーツ担当の参事官が学校体育、運動部活動、子どもの体力向上などを所管している。つまり、実質的にスポーツ行政を担っている課はスポーツ・青少年企画課、スポーツ振興課、競技スポーツ課、参事官（体育・青少年スポーツ担当）となる。

図5 文部科学省のスポーツ行政体制（2012年度）



文部科学省資料（2012）より作成

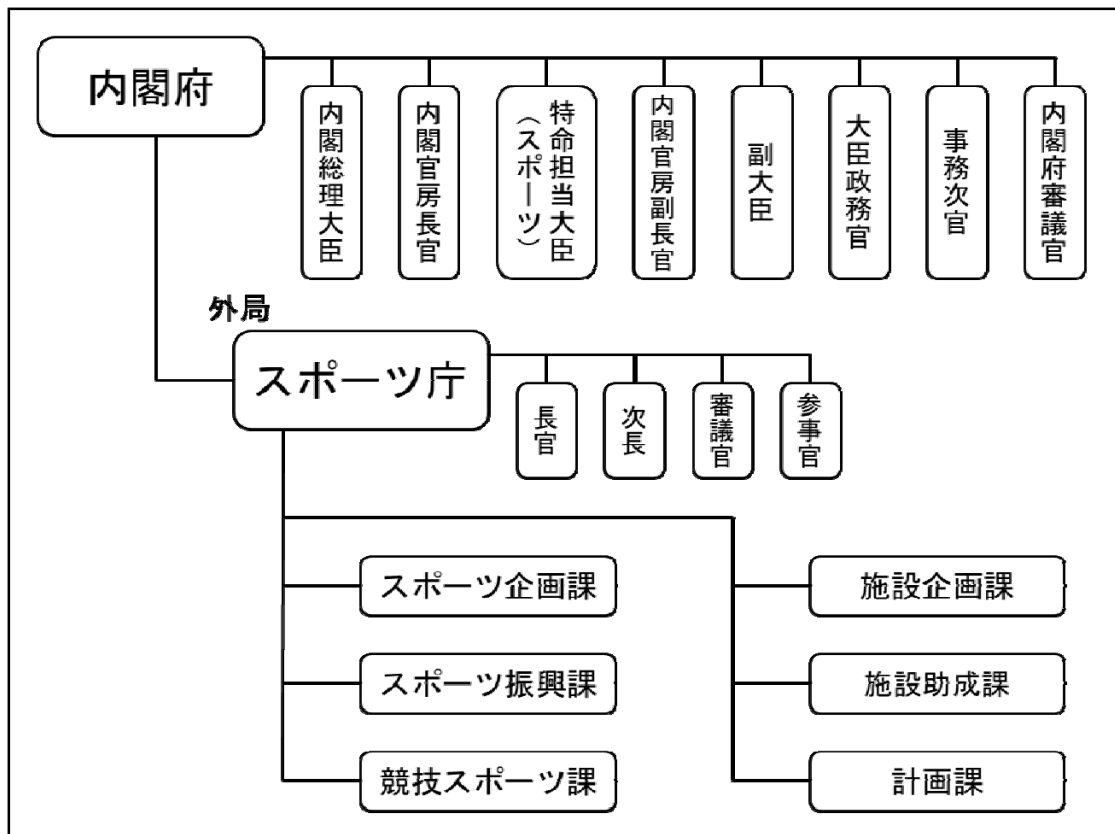
次に、学校体育施設および社会体育施設の整備については、大臣官房に文教施設企画部が存在し、「施設企画課」「施設助成課」「計画課」の3課と参事官が置かれている。

文教施設企画部は学校施設の耐震化に対する補助が主な業務であるが、学校体育施設や社会体育施設の整備への補助も担っている。

消費者庁を参考にすると、スポーツ政策を担うスポーツ青少年・企画課、スポーツ振興課、競技スポーツ課および体育・青少年スポーツ担当の参事官はスポーツ庁に移管され、業務を引き継ぐと想定される。また、文教施設企画部における、学校体育施設および社会体育施設への助成機能も同様に、公共スポーツ施設整備を担う部署の設置が必要と考えられる。

文部科学省以外の政策をみると、障害者スポーツは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、都市公園事業（運動公園事業）は、国土交通省都市局公園緑地・景観課が所管している。消費者庁を参考にするのであれば、移管した法律を執行し業務を遂行するために新たな部署を設置することになる。しかし、障害者スポーツは法律の移管を伴わないことから、部署の新設を想定せず、文部科学省スポーツ・青少年局の業務を引き継いだスポーツ庁内の新部署によって所管されるべきと判断した。都市公園事業（運動公園事業）については都市公園法が共管となるが、複合的な施設整備の推進といった観点から文部科学省大臣官房文教施設企画部の移管先で引き継ぐこととした。以上のことを踏まえて内閣府スポーツ庁の組織図（案）を示したものが図6である。

図6 省庁横断型スポーツ庁の組織図（案）



※障害者スポーツ政策は事業内容に応じて「スポーツ企画課」「スポーツ振興課」「競技スポーツ課」でそれぞれ担当する。